

有田川町花の里河川公園指定管理者募集要項

1 指定管理者の募集

有田川町（以下「本町」という。）では、快適な自然環境と野外レクリエーションの場を提供することにより、町民と都市住民との交流を推進し、本町の振興と活性化を図るため、花の里河川公園を開設している。

については、指定管理者として効率的かつ効果的に本施設を運営する民間企業、その他の団体（以下「民間団体等」という。）を地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項及び有田川町花の里河川公園条例（平成18年有田川町条例第187号）第11条の規定に基づき募集するものである。

2 指定管理者に管理を行わせる公の施設（以下「施設」という。）の概要

- (1) 名 称 花の里河川公園
- (2) 所 在 地 和歌山県有田郡有田川町庄地内
- (3) 管理区域 (別紙1)
- (4) 備 品 等 (別紙2)
- (5) 利用実績 令和6年度 1,443人
令和5年度 2,147人
令和4年度 2,389人

*上記実績の営業期間は4～11、3月

3 管理運営業務の方針

指定管理にあたっては、効果的な誘客とサービス向上に努めるほか、利用客に対して観光情報を発信するなど、広く本町の観光振興に資するよう運営業務を行う。

4 指定管理期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5年間

5 指定管理者が行う管理の基準

- (1) 営業時間
午前9時から午後5時まで
- (2) 休業日
毎年12月29日から翌年1月3日まで
- (3) 留意事項
効率的・効果的な運営のため、営業時間・休業日を変更することは可とする。その場合は、本町の承認を受けなければならない。

6 指定管理者が行う業務

指定管理者は次に掲げる業務を行うこと。なお、詳細は有田川町花の里河川公園指定管理者業務仕様書（以下「仕様書」という。）を参照すること。

- (1) 施設の利用の許可に関する業務
- (2) 施設及び設備の維持管理に関する業務
- (3) 自主事業

7 指定管理料

無償とする。

8 経理の方法

指定管理者は、事前に提出した事業計画書及び収支予算書に基づき、適正な経理を行わなければならない。また、指定管理業務と自主事業との経理を明確に区分することとする。

なお、指定管理者の収入から経費を差し引いた剰余金については、指定管理者が任意に処分できるものとする。

9 リスクの分担

金利変動、物価上昇、修繕工事その他リスクについては、「リスク分担表（別紙3）」の負担区分を前提とし、記載のないものについては、別途協議するものとする。

10 指定管理者の申請資格

- (1) 指定期間中、前述「3 管理運営業務の方針」に基づき、効果的かつ効率的に本施設を運営できる民間団体等であること。

なお、個人は申請資格を有しない。

- (2) 県内に事務所又は事業所を有する団体であること。

- (3) 複数の団体からなる共同体（以下「コンソーシアム」という。）が申請する場合には、コンソーシアムの名称を設定し、代表となる団体を選定すること。

なお、代表となる団体は県内に事務所又は事業所を有すること。

また、コンソーシアムの構成員は他のコンソーシアムの構成員となり、又は単独で申請を行うことはできない。

11 欠格事項

次に掲げる事項に該当する団体及び構成員のいずれかが次に掲げる事項の

いずれかに該当するコンソーシアムが行った申請については、失格とする。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当する者
- (2) 地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第11項の規定により地方公共団体から指定の取消しを受け、又は当該処分の日から起算して2年を経過しない者
- (3) 有田川町建設工事等契約に係る入札参加資格停止等措置の対象となっている者
- (4) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)
- (5) 暴力団又はその構成員(暴力団の構成団体の構成員を含む。)若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者(以下「暴力団の構成員等」という。)の統制の下にある団体
- (6) 商法(明治32年法律第48号)に基づく会社整理の申立て又は通告がなされた者及びその開始命令がされている者
- (7) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立て又は破産法(平成16年法律第75号)に基づく破産手続開始の申立てがなされた者。ただし、会社更生法に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされている者であっても、更生計画の認可が決定又は再生計画の認可の決定が確定した者については、当該申立てがなされていない者とみなす。
- (8) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)第3条又は第8条第1項第1号に違反するものとして、公正取引委員会又は関係機関に認定された日から2年を経過しない者
- (9) 国税及び地方税並びに延滞金等を滞納している者
- (10) 労働基準法をはじめとする労働関係法令を遵守していない者
- (11) 役員(法人の監査役及び監事を含む。)のうちに、次のいずれかに該当する者がいる団体
 - ア 成年被後見人又は被保佐人
 - イ 破産者で復権を得ない者
 - ウ 拘禁刑以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
 - エ 暴力団の構成員

12 業務の再委託

指定管理者は、本業務の全部を再委託してはならない。

ただし、主たる業務を除き、業務の一部を再委託することができる。再委託する際には、町の承認を受けなければならない。

また、再委託を行った場合は指定管理者の責任及び費用において行うものとし、事後にその実績を報告するものとする。なお、再委託先は、原則、県内に事務所又は事業所を有するものであるほか、「11 欠格事項」に該当しないものであること。

13 管理を要する備品等の所有権及び引継ぎに関する事項

花の里河川公園には、別紙2に示す備品が備え付けられており、指定管理者に無償貸与することができる。

なお、詳細については、仕様書を参照すること。

14 スケジュール

項目	日 程
公募開始	令和7年12月5日（金）
募集要項等に関する質問受付	令和7年12月15日（月）まで
質問への回答	令和7年12月19日（金）
申請書類提出受付	令和8年1月8日（木）必着
選定委員会	令和8年1月下旬（予定）
審査結果の通知	選定委員会の翌日以降速やかに行います。
有田川町議会での議決	令和8年3月（予定）
指定管理者の指定（告示）	令和8年3月（予定）
協定書の締結	令和8年3月
指定管理者による管理開始	令和8年4月1日（水）

15 質問

申請にあたって質問事項がある場合は、質問票（様式3）を提出すること。
口頭による質問は受け付けない。

- (1) 受付期限 令和7年12月15日（月）まで
- (2) 受付曜日 月曜から金曜まで（休日を除く。）
- (3) 受付時間 8時30分から17時15分まで
- (4) 受付場所 有田川町産業振興部商工観光課（金屋庁舎2階）
和歌山県有田郡有田川町中井原136-2
TEL：0737-22-4506
FAX：0737-32-9555
- (5) 提出方法

持参、郵送又はFAXにより上記の受付期限及び受付時間内必着にて提出すること。

なお、持参以外の方法で提出をした場合は、受領確認を商工観光課あてに電話にて行うこととする。

(6) 回答

質問に対する回答は、令和7年12月19日（金）までに商工観光課ホームページ内にて公開する。

なお、申請書類の記載内容及び評価基準に関する質問、他の申請者からの申請書提出状況に関する質問等は、公平性の確保及び公正な選定を妨げるおそれがあるので受け付けない。

16 申請書類等の提出

(1) 申請書類

次に掲げる書類を提出すること。

- ① 公の施設の指定管理者指定申請書（別記様式）
- ② 定款、寄付行為、規約その他これらに相当する書類
- ③ 法人にあっては、当該法人の登記簿謄本
- ④ 申請資格に関する誓約書（様式2）
- ⑤ 当該団体の経営状況及び現に行っている事業概要を説明する書類
- ⑥ 消費税及び地方消費税の納税証明書
- ⑦ 県税（法人又は個人事業税、法人県民税、自動車税等）の納税証明書
- ⑧ 町税の完納証明書
- ⑨ その他提案に関する補足書類（任意様式）

ただし、町が必要と認める場合は、追加資料を求める場合がある。

(2) 提出期限 令和8年1月8日（木）まで

(3) 提出曜日 月曜から金曜まで（休日を除く。）

(4) 提出時間 8時30分から17時15分まで（最終日は17時まで）

(5) 提出場所 有田川町産業振興部商工観光課（金屋庁舎2階）

和歌山県有田郡有田川町中井原136-2

(6) 提出方法

商工観光課まで持参により上記の提出期限及び提出時間内必着にて提出すること。

17 申請に際しての注意事項

(1) 失格事由

以下のいずれかの事項に該当する場合は、失格とする。

- ① 選定委員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めた場合
 - ② 他の申請者と申請の内容又はその意志について相談を行った場合
 - ③ 事業者選定終了までの間に、他の申請者に対して申請の内容を意図的に開示した場合
 - ④ 申請書類に虚偽の記載をした場合
 - ⑤ 募集要項に違反すると認められる場合
 - ⑥ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合
- (2) 無効事由
- 提出期限を過ぎて提出書類が提出された場合は、無効とする。
- (3) 著作権・特許権等
- 提出書類の内容に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権、その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、又は維持管理手法等を用いた結果生じた事象に係る責任は、すべて提出者が負うものとする。
- (4) 複数提案の禁止
- 複数の申請書の提出は不可とする。
- (5) 提出書類変更の禁止
- 提出期限後の提出書類の変更、差し替え又は再提出は認めない（軽微なものを除く。）。
- (6) 返却等
- 提出書類は理由の如何を問わず返却しない。
- (7) 費用負担
- 提出書類の作成、提出等公募参加に要する経費等は、すべて申請者の負担とする。
- (8) その他
- 申請者は、申請書の提出をもって、募集要項等の記載内容に同意したものとする。

18 指定管理者の選定及び評価方法

(1) 選定方法

町が別に定める委員により組織された「有田川町指定管理者選定委員会」（以下「選定委員会」という。）が選定を行う。

選定委員会では、提出書類及び参加者によるプレゼンテーション内容の審査・評価を行い、競争性・透明性の確保に充分配慮しながら、指定管理の内容、事業の実施能力等の最も優れた提案をした者を指定管理候補者（以下「候補者」という。）として選定する。なお、審査の結果、「指定管理

の該当がない」とする場合がある。

(2) 選定委員会

- ① 実施日：令和8年1月下旬（予定）
- ② 実施時間・実施場所：別途通知する。
- ③ 注意事項：
 - ・プレゼンテーションは、質疑応答を含め30分以内とする。
 - ・プレゼンテーション参加人数は、1申請者あたり3名までとする。
 - ・パソコン、プロジェクター等の機材は使用できない。申請書等書類の受付期間内に提出した資料（受付期間内であれば、パワーポイント等で作成した紙資料の提出は可）のみで、プレゼンテーションを実施すること。
 - ・プレゼンテーション参加者は、他の申請者のプレゼンテーションを傍聴することはできない。

(3) 選定の基準

- ① 「公の施設の指定管理者指定申請書（別記様式）」における事業計画書の内容
- ② 「その他提案に関する補足書類（任意様式）」における下記の（ア）から（ウ）についての具体的な提案の内容
 - （ア）花の里河川公園の効果的な運営方法
 - （イ）情報発信、他観光施設との連携の手法
 - （ウ）事業計画の実現性、業務遂行能力、実施体制過去の実績、積算の妥当性等

(4) 選定結果の通知及び公表

選定結果は、選定委員会終了後、候補者が決定してから、速やかに申請者に文書にて通知するとともに、商工観光課ホームページ内にて候補者として名称を公表する。

(5) 指定管理者の指定

町は、候補者との協議が整った後、指定管理者の指定に係る議案について有田川町議会令和8年第1回定例会での議決を経て、指定管理者の指定を行う。

なお、候補者が指定管理者として管理運営を行うことが困難となる事情が生じた場合は、原則として、町は次点候補者と協議を行い、当該次点候補者を候補者とする。

19 協定の締結

指定管理者は、町と協議の上で指定期間にわたり効力を有する「基本協定書」と、年度ごとに締結する「年度協定書」を作成する。各協定書に記載する主

な事項は、次のとおり。

- (1) 業務の範囲と実施条件に関する事項
- (2) 備品等の扱いに関する事項
- (3) 業務実施に係る町の承認事項
- (4) 指定管理料及び利用料金に関する事項
- (5) 損害賠償及び不可抗力に関する事項
- (6) 指定期間の満了に関する事項
- (7) 指定の取消しに関する事項
- (8) 指定期間終了時の取扱いに関する事項
- (9) その他町長が必要と認める事項

20 問い合わせ先

〒643-0153 和歌山県有田郡有田川町中井原 136-2

有田川町産業振興部商工観光課

TEL : 0737-22-4506

FAX : 0737-32-9555